

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣旨

令和元年5月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、令和5年1月から自動車検査証が電子化され、現行の自動車検査証の券面に記載されている事項の一部は、電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）のICタグに記録されることから、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）について、所要の改正を行い、緊急自動車等の届出手続の見直しを行うものである。

2 主な改定内容

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の申請手続に必要な自動車検査証について、自動車検査証記録事項（電子車検証及びICタグの記録情報）の提出を要することとする。

3 施行期日

令和5年1月1日